

①「相談」に関する誤解

高校生や大学生はアルバイトでトラブルにあっても、多くはごく身近な人への相談で済ませてしまい、行政機関等専門の窓口にはほとんど相談をせず、中には全く相談しないで諦めてしまっている人も少なくないという現状があります。全ての場合がそうではないですが、若い人々の中には、身近でない人に相談することは、他人に負担や迷惑をかけることだと思っている人もいます。

しかし、相談することは決して他人に迷惑をかけることではなく、特に労働に関する問題の場合、

- ・ 行政などの専門機関や専門家は、「相談される(頼られる)」ために存在するということ、
- ・ 「相談する・しない」は、「自分だけの問題ではない」こと。誰も相談しないとその問題はずっと解決しない可能性があり、他方、誰かが相談して問題が解決すると、職場の仲間などの同じ境遇にあった人々も同様に助かる場合があるように、「みんなの問題」となること、
- ・ さらに言えば、そこから社会全体の問題として明らかになり、社会問題が解決する可能性もあること、などを、高校生に理解してもらうことも必要でしょう。

②相談先について

「労働」に関する相談先には多種多様なものがありますが、それぞれに特徴があるため、できれば相談内容に応じた相談先を選ぶことが望ましいです。

それが難しい場合は、国として総合的に相談を伺う「総合労働相談コーナー」や、平日夜間と休日に労働条件について電話で相談できる「労働条件相談ほっとライン(フリーダイヤル)」を設けていますので、まずそれをご利用ください。

③相談する際に気を付けるべき事(よく起こる問題や相談される側が困ること)

相談先には、行政の窓口など無料で相談できる窓口が多いですが、費用がかかる場合もあります。また【モデル授業案6】で演習の機会を設けているように、相談を受ける側として、相談する側に気を付けてほしいことなどもあります。

相談に関しては、以下のようなこともなるべく生徒に理解してもらうほうがよいでしょう。

- ・ 費用がかかる場合もあるため、自分の支払い能力との兼ね合いで相談先をよく確認すること(行政の相談窓口等は基本的に無料)
- ・ 通常は相談に費用の発生する専門家であっても、行政の設けている窓口等において無料で相談を受けられる場合があるので、お金がなくても諦めずにそのような窓口等を利用すること
- ・ 感情が先に立って相談をしても、受け手側は何をどうして良いのか困るので、その点に注意が必要であり、自分が何に困っているのか、誰が関わっているのか、「自分はどのような解決を望んでいるのか」などについて、よく考えて、説明できるようにしておくほうがよいこと(身近な人と情報の整理などをしてから行くと相談がスムーズ)

※ 他方これは、情報の整理がなされていないと相談できないということではありませんので、生徒の指導の際にはご留意下さい。

- ・ 相談する側に不利な事実などがあっても包み隠さずに話すこと(後で分かると逆に相談者が不利になる可能性もある)

第6章：「相談」についての補足的説明

働くことに関する相談窓口

| | | |
|-------------------------|---|--|
| 厚生労働省関係 | 労働基準監督署 | 賃金、労働時間、労働者の安全と健康の確保などについての相談の受付、監督、指導などの事務 |
| | 労働局 (雇用環境・均等部(室)) | 性別による差別、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益な取扱い、妊産婦の健康管理、育児休業・介護休業の取得等、パートタイム労働者の均等・均衡待遇や正社員転換推進、労働契約法などについての相談の受付 等 |
| | ハローワーク (公共職業安定所) | 職業相談、職業紹介・指導、職業能力開発促進センターへの入校支援、雇用保険の給付(仕事探し、失業給付、職業訓練など) |
| | 総合労働相談コーナー (厚生労働省関係) | 労働問題に関するあらゆる分野の相談の受付(労働条件、解雇、いじめ・嫌がらせなど) |
| | 労働条件相談ほっとライン | 第7章で説明 |
| 都道府県庁・政令指定都市役所 | 労働相談への対応 | |
| 都道府県労働委員会 | 労働組合と使用者(会社)との間の争議の調整、使用者の不当労働行為があったときの審査や救済命令、労働者と会社との間の個別トラブル(解雇、退職強要、ハラスメントなど)の解決の支援 | |
| 労働組合 | 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持・改善や経済的地位の向上を目的として組織する団体 ※無料電話相談をしている、労働組合(連合団体、地域労組、ユニオンなど)もあります | |
| 日本司法支援センター | 労働問題に関する法的トラブルの解決の支援 | |
| 社会保険労務士会 (総合労働相談所) | 社会保険労務士が解雇、賃金など職場のトラブルについて相談に応じるもの https://www.shakaihokenroumushi.jp/consult/tabid/214/Default.aspx | |
| 司法書士会 (司法書士総合相談センター) | 司法書士による無料の相談会を、全国各地の司法書士会で実施 http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/center_list.html | |

④相談とその前の確認

労働に関するトラブルは、労働が「契約(双方が合意して行うもの)」であることから、働いていて「おかしいな?」と思ったら、まずは勤め先(経営者、店長、上司など)に確認してみることが大事です。他方、例えば使用者に突然「あなたは▲▲法第××条違反だと思われるから改めなさい」と主張したり、いきなり労働基準監督署に申告(労働基準法等に基づいて権利の救済を求めること)したり、裁判を起こしたりすると、本来なくてもよかったトラブルを引き起こす場合があります(問題が非常に深刻であったり、誰の目から見ても明らかに問題であったりする悪質な場合は、別ですが)。

例えば、仮に使用者側の行動が誤解やミスだった場合は(もちろんそれだからと言って許されるわけではありませんが)、言い方によってはスムーズに解決できたかもしれないものが、大きくこじれる可能性もあります。

そのような意味でも、勤め先への「確認」や、相談窓口等で問題を明確にするような相談をすることも重要です。